行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	園芸畜産課	整理番号	8–1
処分の種類	特定疾病の検査命令				
根拠法令条例等· 条項	持続的養殖生産確保法第7条の2第2項				
	特定疾病の届出があったときは、当該水産動植物について検査を受けることを命ずること ができる				
処分基準 (未設定の場合は その理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】持続的養殖生産確保法 (勧告等) 第七条 都道府県知事(漁業法第百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合に参いては、農林水産大臣。以下同じ。)は、漁業協同組合等が基本方針に即した養殖漁場の利用を行わないため、養殖漁場の状態が著しく悪化していると認めるとさは、当該漁業協同組合等に対し、漁場改善計画の作成その他の養殖漁場の改善のために必要な措置をとるべき自の勧告をするものとする。 2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた漁業協同組合等が、前項の規定によりその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた漁業協同組合等が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、漁業調整その他公益のために必要があると認めるときは、漁業法第三十四条第一項又は第四項の規定によりを参加と参があると認めるときは、漁業法第三十四条第一項又は第四項の規定により加定により漁業法第三十四条第四項の規定を適用しようとするときは、同項に規定する海区漁業調整委員会(同法等)人条第三項上四条第四項の規定を適用しようとするときは、同項に規定する海区漁業調整委員会(同法等)人条第三項。日本等第四項の規定を適用しようとするときは、同項に規定する海企業業調整委員会(同法等)人条第三項。日本等第四項の規定を適用したうとするとは、同項に規定する海流業情について加工機等の規定により加減定を発見力ととき、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該養殖水産動植物の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を雇け出なければならない。2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事にその音を届け出なければならない。2 前項の規定による届出を受けた都道府県知事にその音を開け出なければならない。3 都道府県知事は、第一項の規定による届出に係る養殖水産動植物がかかり、又はかかっている疑いがあるたと条値が発生の事であると認めるときその他特定疾病が発生したと認めるときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するとともに、関係都道府県知事に通報しなければならない。				
基準の制定根拠	_				